

各 事 業 主 様

職業訓練法人  
鹿角地方職業能力開発協会

『安衛法の改正に関する資格取得講習』  
**化学物質管理者講習【取扱い事業場向け】**  
及び  
**保護具着用管理責任者講習のご案内**

労働安全衛生規則の変更により、第12条の5で事業者には化学物質管理者の選任が義務付けられました。また、第12条の6では保護具着用管理責任者の選任も定められています。

ぜひこの機会に講習を受講され、安全管理に努められることをお勧めいたします。別紙の受講申込書と受講料を添えて、当協会までお申し込みください。

記

1. 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (木) 、 2 0 日 (金) 2 日間  
受講時間 午前 9 時～午後 4 時 5 0 分  
1 日目 化学物質管理者講習【取扱い事業場向け・製造事業場以外】  
(学科) 化学物質の危険性有害性並びに表示など  
2 日目 保護具着用管理責任者講習  
(学科) 保護具着用管理など (実技) 保護具の使用方法等
2. 会 場 鹿角地方職業能力開発協会 (かづの商工会隣り)
3. 受 講 料 1 1, 0 0 0 円 (テキスト代含む)  
内テキスト税抜き 1, 8 0 0 円 と 2, 5 0 0 円 税 4 3 0 円  
(受講料は、消費税法上の特例の対象となる法人等の②消費税法別表  
第 3 に掲げる法人の職業訓練法人にあたり非課税になります。)  
振込の場合: 秋田銀行 花輪支店 普通 6 4 6 1 0 1  
口座名義 鹿角職能協会 (フリガナ) カヅノシヨクノウキョウカイ
4. 定 員 2 0 名
5. 申込み書類 別紙受講申込書、写真 (2. 5 cm×3. 5 cm) 3 枚、  
雇用保険被保険証のコピー
6. 持参するもの 印鑑、筆記用具、昼食、2 日目実技はヘルメット・手袋他
7. 締 切 日 1 2 月 9 日 (月)
8. 修 了 証 受講修了者には労働安全衛生法に基づく修了証が交付されます
9. そ の 他 ・ 申込後の受講票は発行しておりませんので直接会場まで  
・ 当日キャンセルは受講料の返金できませんので了承願います

申込み・問い合わせ 〒018-5201 鹿角市花輪字柳田 3 6  
職業訓練法人 鹿角地方職業能力開発協会  
電話 0186(23)4330 FAX (23)4919